

高等学校等就学支援金

— 家計急変支援制度に申請される前にお読みください —

やむを得ない理由により収入が急減してしまったが、住民税に反映されていない方が家計急変支援制度に申請することで、就学支援金の受給または増額が可能となる場合があります。

令和5年9月から令和5年11月までに家計急変が生じた方：

令和6年1月初旬頃までに申請が必要です。

家計急変での申請を希望する方は以下の手順を読んで手続きをお願いします。

STEP

1

家計急変の原因となった理由を確認してください。

【東京都版】高等学校等就学支援金家計急変支援申請の手引き* 別添資料4「チェックリスト①（家計急変事由）」の家計急変事由の中に該当するものがあるかご確認ください。
該当するものがない場合は申請対象とはなりません。

以下の理由は**家計急変としての申請対象とはなりません。**通常の申請でご提出ください。

- ・ 自己の責めに帰する理由による自己都合退職
- ・ 定年退職
- ・ 離婚や死別

都内在住者で、授業料軽減助成金（多子世帯区分を除く）と就学支援金を併せて受給する場合は総支給額が変わらないため、**家計急変としての申請の必要はありません。**

※原因が対象となるか判断が難しい場合は、東京都私学就学支援金センターにお問い合わせください。

STEP

2

理由を証明する提出書類を用意してください。

「チェックリスト①（家計急変事由）」*の家計急変事由別の必要な提出書類をご用意ください。
提出書類が不足している場合等は不備となり、**再度提出**していただくことになり**審査完了までに時間がかかります。**

STEP

3

e-Shienで家計急変の申請を学校へ提出してください。

令和5年9月から令和5年11月までに家計急変が生じた方は**令和6年1月初旬頃まで**に申請を行ってください。

以下の**e-Shien申請者向け利用マニュアル***に沿って申請します。申請時にはSTEP2で用意した提出書類のアップロードが必要になります。※ご自身での申請が難しい場合は学校にご相談ください。

就学支援金の申請を初めて行う方向けのマニュアル

e-Shien申請者向け利用マニュアル
（家計急変・新規申請編_東京都版）*

就学支援金を申請したことがあり
現在受給中の方向けのマニュアル
※授業料軽減助成金と併せて受給する場合は対象外

e-Shien申請者向け利用マニュアル
（家計急変・変更手続編_東京都版）*

STEP

4

申請後は以下の流れになります。

一次審査で問題がなければ、収入状況を確認するための給与明細書や給与支払証明書等をご提出いただくことになります。

二次審査で支給が認定された場合、原則、支給が認められた月から、直近の6月又は12月までの分が支給され、その後半年毎に申請し、認定を受ける必要があります。

お問合せ先
東京都私学就学支援金センター

☎ 03-5227-1255

平日 午前9:15～午後5:00

* 印の資料や詳細は、東京都生活文化スポーツ局HPで
（右のQRコード又は次のURLから）ご確認ください。
「〇家計急変支援制度について」のボタンをクリックしてください。
（<https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/shigaku/hogosha/000000639.html>）



e-Shienログイン

（左のQRコード又は次のURLから）ご確認ください。
<https://www.e-shien.mext.go.jp/eshien-s-web/login/login>